

保護者 様

足利市立山辺中学校長

「インフルエンザによる出席停止期間証明書」の提出について

日頃より本校の教育活動に関しまして、深いご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

学校保健安全法施行規則の一部改正により、平成 24 年 4 月 1 日より、インフルエンザによる出席停止期間が「**発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで**」となりました。

法律で明確に出席停止期間が定められたことから、治癒証明書取得に伴う本人の負担や医療機関の負担の軽減等を図るため、**インフルエンザに限り**、医療機関の記入による治癒証明書をとりやめ、**保護者の記入による「インフルエンザによる出席停止期間証明書」を提出**していただくことにいたしましたので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

【インフルエンザと診断されたら…】

- 1 必ず担任に連絡する。
- 2 「インフルエンザによる出席停止期間証明書」に保護者が以下のことを記入する。
 - ・ 最初に発熱した日
 - ・ インフルエンザと診断された日・医療機関
 - ・ 発症後登校するまでの体温測定結果
- 3 解熱したら、学級担任に電話で連絡する。→出席停止期間がはっきり分かる
- 4 登校する際、「インフルエンザによる出席停止期間証明書」を学級担任に提出する。

キリトリ

インフルエンザによる出席停止期間証明書

山辺中学校長 様

- 1, 最初に発熱した日 平成 年 月 日
- 2, 熱が下がった日 平成 年 月 日
- 3, インフルエンザと診断された日 平成 年 月 日
- 4, 医療機関 _____
- 5, 出席停止期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

医師の許可が出ましたので、登校します。

平成 年 月 日 _____ 年 組 番氏名

保護者氏名 _____ 印